

保育の必要性に関する 認定の基準について

平成26年6月30日
東村山市子ども育成課

1 保育の必要性認定の概要

● 子ども・子育て支援新制度における給付の仕組み

実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み

●教育・保育給付を受けるための認定

○利用教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(支援法第19条第1項第1号、第2号、第3号)を受けることが必要(表1)

○認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なる(表2)

○2、3号認定についてはさらに、「保育必要量」として「保育標準時間(利用)」と「保育短時間(利用)」の2区分を設ける。

○保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」(保護者の就労・疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定

表1 【認定区分の種類】

	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間認定	—	
		保育短時間認定		
3歳以上児 (小学校就学前まで)	2号認定	保育標準時間認定	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間認定
		保育短時間認定		

表2 【認定区分による施設・事業の利用区分】

認定区分に応じて、○印のついた施設・事業を利用することが可能。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	※1	—
	保育所	※1	○	○
地域型	小規模保育	※1	※1	○
	家庭的保育	※1	※1	○
	居宅訪問型保育	※1	※1	○
	事業所内保育	※1	※1	○

※1 特例給付による利用あり

2 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定基準として、「事由」、「保育の必要量」、「優先利用」の3点について、国が認定基準を策定することとされている。

事由

保育が必要な「事由」として、フルタイム就労のほか、パートタイムなど、基本的にすべての就労を対象とし、就職活動や就学、さらには虐待やDVのおそれ等の社会的養護なども含まれる。

保育必要量

「保育の必要量」については、主に保護者がフルタイム就労を想定し、1日11時間までの利用に対応した「保育標準時間」と、パートタイム就労を想定し、1日8時間までの利用に対応した「保育短時間」の2区分。

優先利用

利用調整における優先度を高めるべき家庭の状況として、ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなど。

3 保育認定の基準

- 現行制度と新制度の比較 -

対象
児童

現行制度

保育に欠ける児童

◆保育に欠ける事由

児童福祉法施行令第27条

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠・出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病・障害)
- ④ 同居の親族を常に介護していること(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること(その他)

新制度

保育の必要性の認定を受けた児童

◆保育が必要な事由(案)

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することができる。

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

3 保育認定の基準

- 現行制度と新制度の比較 -

	現行制度	新制度
就労時間	<p>◆就労時間の下限 市町村が定める時間</p>	<p>◆就労時間の下限 A保育標準時間(主にフルタイム就労を想定) 30時間程度/週 B保育短時間(主にパートタイム就労を想定) 48時間～64時間/月の範囲で市町村が定める時間</p>
認定区分	<p>1区分 通常保育時間 午前8時30分から午後5時 11時間開所保育時間 午前7時から午前8時30分、 午後5時から午後6時</p>	<p>2区分 【A保育標準時間(1日11時間までの利用)】 【B保育短時間】(1日8時間までの利用) ※「②妊娠・出産」、「⑤災害復旧」、「⑧虐待やDVのおそれがあること」のような事由は、時間区分を設けない。 ※現在、保育所に入所している児童については、引き続き保育所に入所できる経過措置</p>
保育料	<p>応能負担 保育時間による区分なし</p>	<p>応能負担 保育標準時間と保育短時間の2区分</p>
定員	<p>保育時間による区分なし 例)90名</p>	<p>地域の実情に応じ、保育標準時間と保育短時間に分けた設定も可能 例)保育標準時間60名、保育短時間30名</p>

4 優先利用について

待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先順位を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。優先利用の対象となる事項は国が例示し、それぞれの事項の運用方法等については、市が設定・運用していくこととされている。

「優先利用」の対象として国が例示する事項（案）

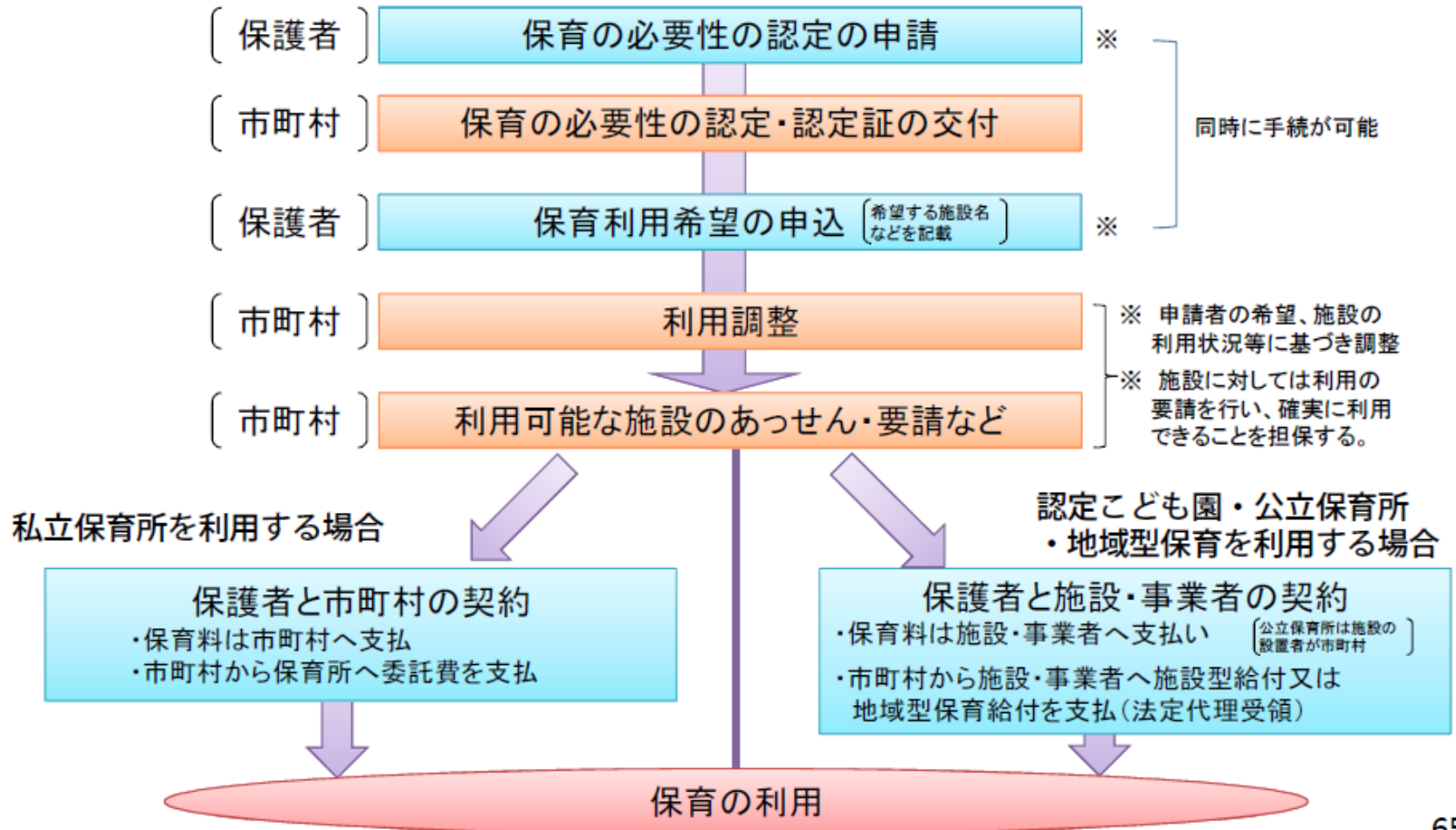
- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合等、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- ⑨その他市町村が定める事由

現行 調整指数や優先利用枠を設けている。

- ①入所判定事由において、加点するなどにより優先しているもの⇒調整指数
- ②虐待・DV等による入所措置、障害児保育

(参考) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ・再掲)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
<ol style="list-style-type: none"> 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 <u>求職活動</u> 7 <u>就学</u> 8 <u>虐待やDVのおそれがあること</u> 9 <u>育児休業取得時に、既に保育を利用していること</u> 10 その他市町村が定める事由 	×	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ	
<保育標準時間> Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○
※ 保育短時間も同様	計 X人 計 Y人

利用調整へ
(P66)